

栃木県 PCB 廃棄物等フォローアップ調査業務委託仕様書

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

栃木県 PCB 廃棄物等フォローアップ調査業務委託

(2) 目的

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物及び PCB 使用製品は、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）において処分期間が定められており、本県の高濃度 PCB 廃棄物の法定処分期限は、自家用電気工作物（変圧器・コンデンサー）が令和 4（2022）年 3 月 31 日まで、安定器等は令和 5（2023）年 3 月 31 日までとなっている。

本業務は、本県がこれまで実施したアンケート調査等において、未回答又は宛先不明の事業者、及び「含有不明」と回答した事業者が所有する建物（以下「調査対象建物」という。）を対象に、現地訪問調査等のフォローアップ調査を行うことで、高濃度 PCB 廃棄物等の保有状況を把握し、速やかな処分指導に繋げることを目的とする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 4（2022）年 3 月 18 日（金）

2 委託業務の内容

県が貸与する調査対象建物リスト（以下表）に基づき、(1)～(6)の業務を実施する。

なお、業務にあたっては、環境省「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第 5 版）」を参考とすること。

対象事業者	対象機器	過去アンケート調査結果		件数(概数)
自家用電気 工作物設置者	変圧器・コンデンサー、 安定器	H28、R2 実施	回答なし	1,600
			回答あり「含有不明」	100
		H28 実施	未達	1,000
小 計				2,700
小規模事業者 (上記を除く)	安定器	R2 実施	未回答	5,100
			未達	8,200
			回答あり「含有不明」	1,400
小 計				14,700
合 計				17,400

※ 件数については、現在も調査が進行しているため概数である。

- (1) 現地訪問調査対象リストの作成
- (2) 調査票等の印刷・回収等
- (3) 現地訪問調査
- (4) ヘルプデスクの設置
- (5) 最終督促書の発送
- (6) 調査結果データの集計・入力・台帳の作成

(1) 現地訪問調査対象リストの作成

ア 机上調査（現地訪問調査対象の精査）

- ・ 現地訪問調査を効率的かつ確実なものとするため、調査対象建物を精査し、現地訪問調査対象リストを作成する。
- ・ 現地訪問調査の対象を極力縮減するため、県が提供する調査対象建物リストから、現存又は現存の可能性のある建物を抽出するとともに、明らかに不存在である、又は建替が行われている建物等は本業務から除外する。
- ・ 抽出に際し、地図データを利用するものとし、著作権者に対する使用許諾の獲得等は受注者自らが行うものとする。

(2) 調査票等の印刷・回収等

（想定件数：自家用電気工作物設置者：2,500件、小規模事業者：7,000件）

ア 印刷業務

- ・ 依頼文、調査票、調査要領（別紙含む）、返信用封筒、不在連絡票の印刷を行う。
- ・ 自家用電気工作物設置者及び小規模事業者毎に異なる印刷物を用いる。
- ・ 依頼文、調査票、調査要領、調査要領（別紙）、不在連絡票の原稿データは、県が提供する。
- ・ 返信用封筒は、受注者するが用意ものとする。

印刷物	用途※	自家用電気工作物設置者	小規模事業者
依頼文	①、③、④	A4/白黒/片面/1枚	A4/白黒/片面/1枚
調査票	①、③、④	A4/カラー/片面/1枚	A4/カラー/片面/1枚
調査要領	①、③、④	A3/カラー/両面/1枚/2折り	A3/カラー/両面/1枚/2折り
調査要領(別紙)	①、③、④	A4/カラー/両面/4枚/左綴じ	A3/カラー/両面/1枚/2折り
返信用封筒	④	長3クラフト/片面1色	長3クラフト/片面1色
不在連絡票	② ④	A4/黒1色/両面/1枚	A4/黒1色/両面/1枚

※ ①初回訪問時聞き取り、②初回訪問時不在（投函用）、③再訪問時聞き取り、④再訪問時不在（投函用）

イ 回収業務

- ・ 回収方法は、以下①～④とする。
 - ① 現地訪問調査時における聞き取り
 - ② 郵送（手交した調査票、投函した不在連絡票の返信用封筒による返送）
 - ③ FAX（手交した調査票、投函した不在連絡票の返信）
 - ④ 電話（ヘルプデスクでの回答聞き取り）
- ・ 返信にかかる郵送費は、受託者の負担とする。

ウ 想定問答集の作成

- ・ 受注者は、あらかじめ(3) 現地訪問調査及び(4) ヘルプデスクの設置で使用する想定問答集を作成し、県の承認を得るものとする。

(3) 現地訪問調査

ア 現地訪問調査計画の作成

- ・ 受注者は、効率的な現地訪問調査を行うための現地訪問調査計画を作成し、県に提出するものとする。

イ 現地訪問調査の手順

- ・ 現地訪問調査対象リストに基づき、以下①～④のとおり現地訪問調査を行う。
なお、回答に際しては、調査対象事業者ごとの保管事業場 ID 又は建物 ID と突合できるように、聴取等を行うこと。
 - ① 現地訪問調査対象建物へ訪問し、同建物の所有者又は管理責任者等（以下「責任者」と言う。）に対し、調査票の設問に基づき、聞き取り調査を実施する。
 - ② 責任者不在等により聞き取りができない場合は、依頼文、調査票、調査要領及び返信用封筒を手交し、回答返送を依頼する。
 - ③ 休業、留守等により聞き取りができない場合は、不在連絡票を投函し、再訪問を行う。再訪問は曜日と時間を変えて行うこととする。1 件につき再訪問は 1 度までとし、再訪問時も不在の場合は、不在連絡票及び上記②の書類を投函するものとする。
 - ④ 更地になっているなど、不存在が明らかである場合、現地写真を撮影する。後日、住宅地図など位置関係を特定できる資料とともに提出する。
- ・ 調査時間は平日の 9:00～17:00 とし、土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。
- ・ 現地訪問調査時においては、責任者等に対し、事業の趣旨説明、高濃度 PCB 廃棄物等の判別方法、同廃棄物の処理方法、調査への回答方法等について行うものとする。
- ・ 受注者は、適時、調査結果の集約を行い、定時的に調査の進捗を県に報告するものとする。

(4) ヘルプデスクの設置

ア 問い合わせ対応

- ・ 受注者は、現地訪問調査対象者からの調査内容や調査票の記入方法、PCB に関する事項について電話による問い合わせ対応を行う。
- ・ 調査期間中は、問い合わせ対応専用のフリーダイヤルを開設する。フリーダイヤル回線設置及び通信費用は受注者の負担とする。
- ・ 対応時間は平日 9:00～17:00 とし、土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。対応時間外については自動音声アナウンスにより対応時間を案内する。
- ・ ヘルプデスクの設置期間は 6 ヶ月とし、電話回線は、最低でも最終督促通知発送後 1 ヶ月は 2 回線以上とし、それ以外の期間は 1 回線以上とする。
- ・ 対応に必要なオペレーター及び管理監督者を配置することとする。
- ・ ヘルプデスクは、入退室ログが記録されるなど、情報セキュリティの面から安全管理措置を施しているヘルプデスク業務専用のスペースにおいて実施するものとする。

- ・ 受注者は、県から依頼があった場合には、入退室のログを提出するものとする。
- ・ 現地訪問調査対象者から紛失等で依頼があった場合には、調査票等を再発送する。対応回数は1回までとする。

イ 電話による督促対応（自家用電気工作物設置者 500 件想定）

- ・ 上記(3)のイ②、③の調査票の回答期限より1週間以上経過しても回答がない現地訪問調査対象者に対しては、電話による督促を行う。（電話番号が判明している対象者に限る。）
- ・ 電話による督促は曜日と時間帯を変えて行い、最大2回の架電で終了とする。
- ・ 電話による督促状況及び対応結果は全て記録し、成果品として県に提出する。

ウ 電話による聞き取り

- ・ 問い合わせ対応及び電話による督促対応時において、調査対象者の協力が得られる場合は電話による調査内容の聞き取りを行う。
- ・ 電話による聞き取り内容（調査票の設問に基づく回答結果）は全て記録し、成果品として県に提出する。

(5) 最終督促書の印刷・発送

- ・ 上記(1)～(4)の業務等により判明した最終督促対象者（調査をしてもなお未回答、含有不明回答の自家用電気工作物設置者：1,000 件想定）に対し、以下、①、②の印刷・発送を行うものとする。なお、同対象者リストは県が作成し、受注者に提供する。

- ① 最終督促書… A4／白黒／片面／1枚
- ② 発送封筒… 長3クラフト／片面カラー

(6) 調査結果データの台帳作成、整理、GISアプリケーションへの取り込み

ア 台帳作成

- ・ 受注者は、調査結果をデータ入力・集計した台帳を作成する。
- ・ 台帳は、県が提供した調査対象事業者リスト及び現地訪問調査対象リストを基に作成する。

イ 調査票のファイリング・スキヤニング

- ・ 郵便、FAX で回収した調査票は市町村別、ID 順にファイリングを行う。

ウ GISアプリケーションへの取り込み用データの作成

- ・ 県が現在使用している、LGWAN 環境で栃木県全域の住宅地図が閲覧可能な GIS アプリケーションに調査結果を反映させるための取り込み用データを作成する。

4 貸与資料及び提供品

本業務の発注者からの貸与資料及び提供品は下記のものとする。

- (1) 過去アンケート調査（H28、R2 実施）の調査結果リスト（Excel）
（ID、事業場名、事業場住所、調査結果（未回答、未達、含有不明回答））
- (2) 調査票、調査要領、調査要領（別紙）等の原稿データ（PDF）

5 成果品

本業務の成果品は下記のものとする。

- (1) 調査対象事業者リスト（結果を入力済）※1 : 紙 1 部、Excel 形式の電子データ 1 部
- (2) 問い合わせ対応記録 : Excel 形式の電子データ 1 部
- (3) 督促状況記録（電話・最終督促） : Excel 形式の電子データ 1 部
- (4) 電話による聞き取り結果記録 : Excel 形式の電子データ 1 部
- (5) 回収した調査票のスキニングデータ : PDF データ
- (6) GIS 取り込み用データ※2 : Excel 形式の電子データ 1 部

※1 (2)～(4)の情報について、県と協議の上、可能な限り(1)に集約

※2 (1)と同内容のデータを規定のフォーマットに転記するもの

6 業務スケジュール（目安）及び中間報告

- ・ 業務スケジュール（目安）は、以下のとおりとする。

項目	R3						R4				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約、業務計画	★5/下 契約・業務計画の提出										
現地訪問調査対象リストの作成	→										
調査票等の印刷	→										
現地訪問調査(自家電)			→								
現地訪問調査(小規模)						→					
ヘルプデスク【問合せ】			→								
ヘルプデスク【電話督促】(自家電)						→					
最終督促書の印刷・発送(自家電)							★10/下 発送準備 ★11/中 発送				
調査結果データの集計等						★10/8 中間報告					★3/18 納品

- ・ 調査対象のうち自家用電気工作物設置者（2,700件想定）については、令和3（2021）年9月30日（木）までに本業務を完了させ、同年10月8日（金）までに、中間報告として上記成果品（自家用電気工作物設置者分）を県に納品するものとする。

7 委託業務要件

- ・ 受注者は、契約締結後遅滞なく、県と協議を行い、業務工程及び業務実施体制（実施場所や連絡先、人の配置）等を記載した「業務計画書」（案）を作成し、県の承認を得ること。
- ・ 受注者は、業務責任者及び作業員の選定に当たって、PCB 廃棄物に関する知識や経験等を配慮し、行うものとする。

特に、業務責任者には、PCB 特別措置法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に関する専門知識を要することから、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を有するなどの相応の能力を有する者を配置することが望ましく、問合せ対応及び現地訪問調査の作業員には、必要な研修を行うものとする。

- ・ 受注者が専任した業務責任者が本業務の運営管理を適切に行わず、委託業務の円滑な遂行が困難であると県が判断した場合は、県は受注者と協議の上、新たな者の専任を求めることができる。
- ・ 受注者は、調査状況の進捗等について栃木県から報告を求められた場合は応じなければならない。

8 機密情報の保持

- ・ 受託者は、作業者が業務遂行に際して知り得た業務内容や個人情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出しすることのないよう、作業者に対し守秘義務を遵守させるための措置を講ずること。
 - ・ 受託者は、集計作業過程で作成し、不要となったデータについて、細断、消去等の処置を講じ、その内容が復元できないようにすること。
- ・ 受託者は、この業務の遂行上、知り得た事項について、この業務以外の目的に使用してはならない。この業務の終了後においても同様とする。

9 その他

- ・ 受注者は、業務実施に当たって関連する法令等を遵守しなければならない。
- ・ 本業務の遂行において必要となる各種情報・データ等の使用に関して、受注者は各種情報・データ等の作成事業者より許諾等を必ず取得するものとし、作成事業者の著作権等を侵害してはならない。
- ・ 本業務のすべてを第三者に再委託することはこれを禁ずる。但し、発注者に事前相談の上、了承を得た主たる部分以外の業務については、この限りではないものとする。
- ・ 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については発注者と受注者で協議の上、これを定める。
- ・ 本業務委託の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大の防止と、調査対象者及び調査員の安全を確保すべく対策を講じること。

(参考) 調査対象件数イメージ (想定)

- 1 【県提供】 調査対象建物 計 17,400 件
(自家用電気工作物設置者 2,700 件、小規模事業者 14,800 件)
↓ 机上調査の結果
- 2 現地訪問調査対象建物 計 9,500 件
(自家用電気工作物設置者 2,500 件、小規模事業者 7,000 件)
↓ 現地訪問調査の結果
- 3 最終督促対象事業者 1,000 件
(自家用電気工作物設置者 1,000 件、小規模事業者 0 件)